



一 縦覧期間

昭和四十年四月五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市湖山町 湖東大浜土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、米子ガス労働組合組合長 船越英彦から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 賃金引上げ、最低賃金制度化及び時間短縮に関する件

二 日時 昭和四十年四月七日午前八時以降本事件の解決に至るまでの期

二の2の(1)中「ツベルクリン皮内反応検査」 七円

「ツベルクリン皮内反応検査」 十四円

「寄生虫検査(とまつ)」 十円

「寄生虫検査(とまつ)」 十五円

二の3の(1)中「」 穴なし 二十三円

「」 穴なし 二十四円

「」 三十五ミリメートル 同

間

三 場所 米子ガス労働組合に所属する組合員が就業する全職場  
四 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第六十四号

次の土地は、昭和四十年三月二十五日から公用を廃止した。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市上井町五反田三二〇―二一 道路敷 六合一勺

鳥取県告示第六十五号

昭和三十一年三月鳥取県告示第三百三十二号(鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、昭和四十年四月二日から施行する。

昭和四十年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

結核予防法による対象者。但し、事業事務所を除く」を

結核予防法による対象者。ただし、事業事務所を除く。」に、

二十件以上一件につき」を

二十件以上一件につき」に改める。

同 右」を

同 右」に、

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十一号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十年四月二日から施行する。

#### 5の項中

|                     |    |      |   |
|---------------------|----|------|---|
| 鳥取市新鑄物師町五三番地地先      | 浅井 | 篤方前  | を |
| 鳥取市新鑄物師町五八番地地先      | 浅井 | 篤方前  | を |
| 鳥取市新鑄物師町一三九一番地地先    | 玉谷 | 武男方前 | を |
| 鳥取市新鑄物師町八七番地の二地先    | 岸本 | 秀雄方前 | を |
| 鳥取市新品治町一三の一番地地先     | 玉谷 | 武男方前 | を |
| 鳥取市新鑄物師町八五番地の二地先    | 岸本 | 秀雄方前 | を |
| 日野郡溝口町大字溝口七四八の二番地地先 | 松浦 | 重蔵方横 | を |

「 〃 七×七 三十六円 同 右」を  
「 〃 七×七 三十七円 同 右」に改める。

二の4中  
「精密検査 三百五十九円 結核予防法による対象者但し、事業事務所を除く」を  
「精密検査 三百五十九円 結核予防法による対象者。ただし、事業事務所を除く。  
結核予防法の対象者のうちミラーカメラを用いて行な  
われたエックス線間接撮影を受けたものであつてエッ  
クス線直接撮影を行なう必要がないと認められたもの。  
ただし、事業事務所を除く。」に改める。

昭和四十年四月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

改める。

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 日野郡溝口町大字溝口七四八の二番地地先        | 松浦 重蔵方横 |
| 西伯郡伯仙町大字尾高字北屋敷西一六七八の一番地地先  |         |
| 西伯郡伯仙町大字尾高字南屋敷東一七三三番地地先    |         |
| 西伯郡澁江町大字本宮字金クソ谷壱四七八の二一番地地先 |         |
| 西伯郡伯仙町大字岡成字泉五八二の一番地地先      |         |
| 西伯郡大山町大字大山二王堂国有林九六林班ほ小班地先  | 交差点入口   |

正 誤

昭和四十年三月十六日付け鳥取県規則第十号の公布文中次の箇所を誤り  
があつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 上 終りから三 昭和三十九年三月十六日 昭和四十年三月十六日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】